

高齢者・障害者 見守り通信

2018・11号

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8-1 シルキア奈良 2階
TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686



解約できない!

解約料が高額!

スポーツジム等での契約トラブルにご注意!

近年スポーツジム、フィットネスクラブ、ヨガ教室等(以下、スポーツジム等という)の利用者が増える一方で、消費生活センターに寄せられるスポーツジム等に関する相談も増えています。契約や解約時には注意しましょう。

【事例1】



ホットヨガの体験教室に申し込んだ。体験後、「体験教室は入会を考えている人が対象のため、入会してもらわないと困る」と言われ、断りきれず契約書にサインをしてしまった。勧誘が強引でいやな思いをしたので、電話で解約を申し出たが、「継続必須期間3カ月は解約できない」と言われた。

(50歳代、女性)

【事例2】

電話で解約してやめたはずだったが、月会費がその後も口座振替されていたことに気がつき、今月になって連絡したら、解約には書面での手続きが必要と言われた。書面を取り寄せて手続きをし、今月分を請求しないよう書面に書いたが、請求された。



(40歳代、男性)

アドバイス



スポーツジム等店舗で交わした契約には原則クーリング・オフ制度はありません。

契約は慎重に!契約内容をよく確認しましょう

解約時に、契約者が想定していなかった請求が発生しトラブルになっています。契約書面や規約を確認し、スタッフに説明を受けましょう。

キャンペーン入会の場合の注意点

- ・一定期間解約できないことがあります。
- ・早期に解約すると、入会金無料や月会費の割引がなくなり、正規の料金で請求される場合があります。

チェックポイント

契約時

- 契約書を受け取りましたか。
- 施設の利用方法、休会・退会手続き、解約時の料金精算方法を確認しましたか。

解約時

- 解約手続きの方法や解約時期。
- 解約時の請求額。
- 解約後、会費が口座から引き落とされていないか等、手続きが完了しているか確認しましょう。

不安に思ったり、トラブルになった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう